（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号ウ及び第二十七条第六号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

規　則

人事院規則一〇―一一―七

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―一一―七

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する規則

附　則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

告　示

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

第一条第二項第二号ヘ中「第一条の十第十一項第五号」を「第十条第十一項第五号」に改める。

第三条第二号中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第六号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第七号及び別記様式第十一号から別記様式第十三号までの様式中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省告示第八十号

財産区の名称変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三条第五項の規定により、平成二十七年十月一日から兵庫県上月町久崎財産区の名称を佐用町久崎財産区に変更することについて兵庫県佐用町から報告があった旨、同条第六項の規定により兵庫県知事から通知があったので、同条第七項の規定により、告示する。

平成二十八年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

○総務省告示第八十一号

財産区の名称変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三条第五項の規定により、平成二十七年十二月一日から青森県南部町上名久井財産区の名称を南部町名久井岳財産区に変更することについて青森県南部町から報告があった旨、同条第六項の規定により青森県知事から通知があったので、同条第七項の規定により、告示する。

平成二十八年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

○総務省告示第八十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十一項及び第十二項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月二十六日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

本則の表に次のように加える。

北海道旅客鉄道株式会社の江差線のうち五稜郭から木古内まで	道南いさりび鉄道株式会社
	北海道函館市若松町一二番五号

○総務省告示第八十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の六第一項及び第二項の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第十四項に規定する鉄道施設に係る路線を次のように定め、平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成二十八年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の六第一項及び第二項に規定する総務大臣が定める路線は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路線とし、同条第一項第二号に定める同項第一号の路線と共用する区間として総務大臣が定める区間は津軽海峡線と北海道新幹線に係る路線が共用する区間とする。

区　分	路　線　名
本州と北海道を連絡する鉄道	津軽海峡線（起点　青森県東津軽郡外ヶ浜町、終点　北海道上磯郡木古内町）
	北海道新幹線に係る路線（起点　青森県青森市、終点　北海道札幌市）
本州と四国を連絡する鉄道	本四備讃線（起点　岡山県倉敷市茶屋町、終点　香川県綾歌郡宇多津町）

附　則

平成九年自治省告示第百三号は廃止する。ただし、平成二十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。